コンプライアンス規程

（目的）

第1条 この規程は、倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の順守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 この法人の職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組織）

第3条 当法人のコンプライアンスに関わる組織として、以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事

(2) コンプライアンス責任者

（コンプライアンス担当理事）

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会により選任する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス責任者を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

（コンプライアンス責任者）

第5条 この法人の常勤職員で、理事会にて理事長の意見を鑑み選任されたものをコンプライアンス責任者とする。

2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるため、必要に応じて以下の事項を検討し、実施する。

(1) コンプライアンス施策の検討及び実施

(2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

(3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

(4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) 不正発生時における原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の確実な実施、並びにその内容の公表

(6) その他のコンプライアンス担当理事が指示した事項

3 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス施策の進捗状況、その他のコンプライアンスにかかわる事項を、コンプライアンス担当理事に必要に応じて報告する。

（報告、連絡及び相談ルート）

第6条 職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を認知した場合は、速やかにコンプライアンス責任者に報告する。ただし、第9条（内部通報）に基づく通報等を行った場合はこの限りではない。

2 コンプライアンス責任者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス責任者を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

（職員のコンプライアンス研修）

第7条 この法人は、職員に対して必要に応じて倫理規程を含むコンプライアンスに関する研修を行い、役職員は研修を受けるものとする。

（懲戒等）

第8条 職員が第6条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、就業規則に従い、懲戒処分に処することができる。

2 職員が第6条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、コンプライアンス担当理事が理事会に報告し、理事会の決議により、懲戒処分に処することができる。ただし、監事の解任については定款の規定による。

（内部通報）

第9条 この法人又は役職員の不正行為として以下の事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談をすることができる。

(1) 法令又は定款に違反する行為

(2) 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為

(3) 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）

(4) この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させる恐れのある行為

(5) その他この法人、職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

2 前項の通報等はコンプライアンス担当理事又は監事に行うことができる。通報等の方法についてはコンプライアンス責任者が役職員に周知する。

3 通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、当該役職員に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

（細則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和8年6月28日から施行する。